

裁判員裁判における無罪評決の実際

大 出 良 知

はじめに

裁判員裁判がはじまって丸8年が経過した。最近では、裁判員候補者の辞退率が高いことや事件関係者の裁判員への接触といったことが問題になっていたり、開始当初に比べれば、いくらか関心が薄れているようにも窺えるものの、全体としては概ね順調に運用されていると言ってよいであろう。

筆者は、その運用の実情を可能な範囲で実検してみたいと考え、2014年5月の連休明けから、2015年の2月末までの期間を利用して、北は北海道の札幌地裁から、南は沖縄県的那覇地裁までの26の地方裁判所（本庁23ヶ所、支部3ヶ所）の36事件の全公判審理を傍聴してみた。

その概要は、既に報告済である¹⁾が、その主な眼目の一つは、口頭主義・直接主義がどこまで徹底してきているのかを観察することであった。具体的には、証拠調べの内容との関係で、心証形成の可視性がどこまで高まっているかであった。それは、実体判断の心証形成にあたって「疑わしいときには被告人の利益」という刑事裁判の鉄則が機能しているかどうかの検証でもあった。

そのような意味もあり、全体の概要の報告以外に、無罪判決の審理内容の実情を判決理由と比較検討してみることにした。傍聴を行った36件中、無罪判決は2件あり、1件については、既に不十分ながら検討結果を公表しており²⁾、本稿では、残りの1件について検討するものである。

1) 大出「裁判員裁判 傍聴席からの報告①②③」季刊刑事弁護 80号 197頁以下（2014年）、81号 120頁以下（2015年）、82号 141頁以下（2015年）。

2) 大出「裁判員裁判の実際」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集（下）』1頁以下（成文堂・2016年）。

その方法については、なお試行の域を出ない段階であり、証拠調べの内容を整理し、判決理由と比較検討することで、心証形成が合理的に行われているかどうかを検証しようとするものである。

とはいえ、証拠調べの内容は、筆者の傍聴メモであり、遺漏や聞き間違いがありうる。しかし、そのような傍聴席からの記録によって、どこまで審理の適正性、公正性、判断の妥当性を確認できるかという意味もあり、その点、ご海容いただきたい。また、証人や被告人の供述については、供述の意味を違えないように問いと答えを合わせて要約していることもご了承いただきたい。

なお、[1] [2] 等の数字とアンダーラインの付してある部分は、心証形成上有意と思われる部分であり、後述の心証判断の根拠となった主な部分である。また、〈1〉〈2〉等の数字は、被告人の供述であり、心証形成上有意と思われる部分であり、後述の心証判断の根拠となった主な部分である。

[1] 対象事件の概要

事件は、さいたま地方裁判所で審理された殺人、非現住建造物等放火事件である。審理は、平成 27 (2015) 年 2 月 16 日、17 日、20 日、23 日の 4 日間にわたって行われ、3 月 3 日に判決が宣告されている。結論は無罪である。

被告人は、男性で、公判時点で 43 歳。裁判官は、裁判長が男性 (司法修習 43 期)、右陪席が女性 (同前 52 期)、左陪席が男性 (同前新 64 期) の 3 名。裁判員は、男女 3 名ずつで、推定年齢は、60 歳代が 1 名、50 歳代が 1 名、40 歳代が 1 名、30 歳代が 3 名であった。

公訴事実の要旨は、被告人が、①平成 23 年 3 月 10 日頃、埼玉県熊谷市所在の両親と居住していた自宅において、殺意をもって、被告人の父 (当時 68 歳) を何らかの方法により死亡させて殺害し、②同日頃、同所において、殺意をもって、被告人の母 (当時 69 歳) の頸部を圧迫するなどして、脳の虚血状態又は窒息により死亡させて殺害し、③父及び母が生前居住し、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない A 方建物に放火しようと考え、同月 11 日午前 2 時頃、同所において、本件建物内に灯油をまいた上、何らかの方法で火を放ち、柱や床面などに燃え移らせ、本件建物を全焼させて焼損したというものである。

[2] 冒頭陳述及び争点

(1) 検察官の冒頭陳述の要点は、次の通りである。

①本件建物の火災について失火を疑わせる状況はなく、助燃剤である灯油の存在が認められ、本件建物の火災は放火によるものと考えられ、放火があった時刻は、3月11日午前2時1分頃から2時14分頃までの間である。被告人は、その頃である午前1時25分から2時26分まで本件建物又はその周辺にいたが、本件建物の火の手が強くなった2時26分頃、本件建物の周辺を離れていった。

②父と母は、3月9日から10日にかけての夜の同時期に殺害されており、被告人は、その間、本件建物内にいたにもかかわらず、警察等への通報を行っていない。

③被告人は、本件発生直後に携帯電話の電源を切り、さらに故意に損壊しただけでなく、自動車伊豆半島まで行き、当該車を道路外の斜面に故意に転落させるなどの、犯人でなければとる必要のない不審な行動をとっている。

④父と母には、第三者による犯行をうかがわせる事情がない。

⑤被告人は、事件当時、金に困っており、父との間で金銭トラブルになる可能性があり、父と母が亡くなれば、預金等を手にすることができるという動機となりうる事情があった。

⑥以上からして、被告人は、殺人、放火の犯人である。

(2) これに対する弁護側の冒頭陳述の要点は、以下の通りである。

①被告人は、本件出火時刻頃に本件建物にいたことはなく、午前2時1分頃以前に車で家を出ており、しばらく本件建物の周辺にいたことは否定しないが、意図的にとどまり続けた事実はなく、本件建物から火の手が上がったのを確認したという事実もなく、車で東方向へ向かった。

②本件建物の火災が、放火か失火かは不明であり、仮に放火としても、本件建物の一部の窓の鍵が壊れており、第三者が侵入して放火した可能性がある。

③被告人は、3月9日の深夜か3月10日の未明頃に、トイレに行った際に両親が寝室で死んでいるのを発見したが、父親が、要介護状態になった母親の病状を悲観して無理心中を図ったのではないかと呆然として、パニック状態になり、

警察や消防を呼ばなかったのであり、一般的に十分あり得る心理状態である。しばらくしてから、通報しようとも思ったが、その時には、自分が殺害したと疑われることになるかもしれないとも思い、疑われるのであれば自殺した方が良いのではないかと悩んでいた。

④被告人は、3月11日の午前2時頃になって、両親が死んでしまい、自分だけが生きていても仕方がないと思い、自殺するつもりになって、車に乗って出かけたのであり、周りとの連絡をとる気がなくて当然である。

⑤最終的に伊豆半島に向かい、自動車ごと飛び込む場所を探して走行中、突然飛び出してきた動物を避けようとしてハンドル操作を誤り、道路斜面に転落した。その際、携帯電話も壊れてしまった。

⑥父親に借金をしたことがあったり、将来両親の介護を負担しなければならないということがあったが、そのことが両親に殺意を抱く事情になったということはない。

(3) 公判前整理手続によって確認された争点は以下の通りである。

- ①本件が放火事件であると間違いなくいえるか。
- ②本件が何者かが兩名を殺害した事件と間違いなくいえるか。
- ③被告人が本件各事実の犯人と間違いなくいえるか。

[3] 第1回公判

(1) 検察官請求証拠番号1 捜査報告書「被害現場の状況等」

消防の出動状況 消防には、平成23年3月11日午前2時24分に119番通報があり、午前2時25分頃に最寄りの消防署から、最初の消防隊が出動したのをはじめ、計17台、108人が出動した。

出火状況 消防署による調査結果によれば、通報者が午前2時20分頃確認した時は、本件建物の北側の空が明るくなっており、通報する直前には南方から見た建物には火が出ていなかった。消防が放水をはじめた午前2時38分には、火が2階天井を吹き抜けており、燃焼速度が異常に速かったことなどから、[1] 出火時刻は、通報から10分前の午前2時14分頃と判定された。

灯油反応 3月11日と12日に警察が行った実況見分によれば、[2] 玄関外側、廊下、8畳和室畳の3個所から灯油反応があった。

玄関引き戸の施錠状態 焼跡から発見された玄関引き戸の錠の部分から、火災当時施錠されていたことが確認されており、その鍵を被告人が所持していた。

勝手口扉の施錠状態 焼跡から発見された勝手口扉のドアノブ部分からは、火災当時施錠状態であったことが確認された。

(2) 検察官請求証拠番号2 **新聞配達員検面調書平成26年4月12日付「出火直前の犯行現場の状況等」**

[3] 平成23年3月11日の午前2時過ぎ頃、被害者宅に新聞を配達した。その周辺の最初の家に配達したのが、午前1時54分であることに間違いない。周辺の最後に配達するのが被害者宅で、いつも車庫の前にバイクを止めるが、車が車庫にあるときは、車庫の前から少し左側に止める。[4] その時は、車がなかったので車庫の前に止めた記憶だ。新聞は、玄関の手前の台のようなものの上に置かれたポストに入れるが、その日配達した際に、周りに人影を見たり、物音を聞いたという覚えはないし、被害者宅の中から明かりが見えたということもない。玄関の戸は、磨りガラスだったと思うので、何か光っていれば見えたと思うが、そのような光は見えなかった。玄関の所まで歩いて行ったが、[5] 焦げ臭いにおいや灯油のおいがすれば気がついたと思うが、そのようなおいには気がつかなかった。被害者方周辺で新聞を配達する時間については、合計6日間計ってみたことがあり、[6] 最初に配達する家から被害者宅までは、最短で7分12秒、最長で7分34秒だった。バイクを止めて、新聞を配り、出発するまではせいぜい20秒くらいで、新聞を配ってからしばらくして被害者宅の方にオレンジ色の光が見えて被害者宅が火事になったことが分かったが、自分が配達したときは何の異常もなかったのに、少ししか経たないうちに火事になり、とても驚いた。

(3) 検察官請求証拠番号3 **火災通報者IC員面調書平成23年3月28日付「近隣住民による本件火災の目撃状況等」**

平成23年3月11日午前2時過ぎに、東隣の被害者宅が火事になり、119番に通報した。通報した時刻が、2時24分だということは、警察の人に聞いたが、

だとすれば、[7] 被害者宅から火が出ているのを見たのは、午前2時20分頃だと思う。

(4) 検察官請求証拠番号4 火災目撃者K 員面調書平成23年3月28日付「本件火災の目撃状況等」

夜間、新聞配達のアルバイトをしており、3月11日も配達のためにバイクを走らせていると、4、500メートル前方に黒煙が立ちこめているのが見えた。それで、火事かもしれないと思い、野次馬根性でその場所に行ってみた。火災現場に着いて燃えているのを見たのは、午前2時25分頃だと思うので、[8] 最初に黒煙を見たのは、2時20分頃だと思う。

(5) 検察官請求証拠番号5 捜査報告書「近隣建物の延焼状況、損害額等」

(6) 検察官請求証拠番号6 捜査報告書「被害者の遺体発見状況、死因等」
父親の死因・遺体の状況

[9] 死因は不詳だが、外因死は否定できず、火災発生時には既に死亡していた。頸部外表に、明らかな索溝はないが、焼損変化が強く、頸部圧迫の有無は不明。頸部左硬膜下に生前にできた急性血腫があり、頸部に強い衝撃や振動を受けたことがあると考えられるが、死因になり得るほどかは不明であり、胃中には野菜片等が残っていた。

母親の死因・遺体の状況

全身の焼損変化が激しく、[10] 火災発生時には既に死亡していた。生前に頸部の甲状軟骨が骨折する強い圧迫を受け、脳の虚血状態又は窒息により死亡したと考えられ、頸部損傷以外に死因は認められない。頸部の皮膚組織に索状様の帯状の凹みがあり、胃中にご飯や野菜片等が残っており、心臓血から睡眠剤が検出されている。

食後の経過時間

両名は、[11] 食後間もないか、1-2時間後、長くて3時間以内に死亡しており、両名の死亡時刻に大差はない。

睡眠剤服用後の経過時間

母親は、睡眠剤を服用して 30 分以内に死亡している。

[4] 第 2 回公判

(1) 検察官請求証拠番号 7 捜査報告書「母親の病状等」

母親の病状等について、主治医から聴取した内容。

平成 21 年 6 月 17 日に、悪性リンパ腫等により入院し、抗がん剤治療を行い、病状が安定し、抗がん剤治療の必要がなくなった同 10 月 13 日に退院した。退院後は、半年に 1 度検査を受けていたが、悪性リンパ腫の再発はなかった。高血圧症、高血糖でもあったが、薬を処方しており、悪化はせず、4—5 週間に 1 度は通院していた。平成 23 年 1 月 18 日に散歩中に気分が悪くなり、119 番通報で病院に来院したが、低血糖が原因で措置後帰宅した。その後、20 日と 3 月 3 日に外来受診し、薬を処方し、血糖値は戻ってきていた。3 月 3 日が最後の通院。

[12] 退院後は、片足を引きずっており、歩行補助器が必要で、介助があれば屋外での歩行が可能であり、トイレや食事はできたが、台所での料理や入浴、ベッドから起き上がることは無理だった。

(2) 検察官請求証拠番号 8 捜査報告書「父親の病状等」

父親の病状等について主治医から聴取した内容。

中程度の脳梗塞に罹患し、右肩に麻痺がある。[13] 独立歩行は可能であり、言語障害もない。握力は、平均で 11 kg、右が 10 kg、左が 12 kg であり、ペットボトルをつぶす力はある。

(3) 検察官請求証拠番号 9・10 母親の姉 SH 検面調書平成 26 年 7 月 17 日付・員面調書平成 25 年 12 月 10 日付「被告人及び被害者両名の生活状況等」

被告人を養子として養育してきた。母親は痴呆気味で、父親はゆっくりしか歩けなかった。平成 23 年になって最後に会ったが、[14] 切羽詰まったといった様子はなかった。年金は、50 万円程度だったと思うが、夫婦間にトラブルはなく、恨みをかうようなこともなかった。

(4) 検察官請求証拠番号 11 被告人の従兄弟 I 員面調書平成 25 年 12 月 16 日付「被告人及び被害者両名の生活状況等」

被告人の父が、母親の実弟であり、被告人とは従兄弟にあたる。火事のあった当日、夜中に叔父の自宅の近所の人から、叔父の家が火事だという電話があり、直ぐ車で駆けつけたが、全体が炎に包まれていた。車庫に車がなかったので、ひょっとして出かけているのかと思い、被告人の携帯に電話してみたが、応答はなかった。叔父は、温厚で、恨みをかうような人ではなかった。勤めながら畑仕事もしていたが、定年後は、夫婦で畑仕事をしていた。叔母が病気になってからは、介護をしながら畑仕事をしていたが、亡くなる前年の 12 月に叔父も軽い脳梗塞になり、2 週間ほど入院したが、後遺症はなかったようで、退院後は、叔母を介護しながら畑仕事を続けていたようだ。[15] 叔父夫婦は、被告人を過保護なくらい溺愛していた。二人に最後に会ったのは、亡くなる前の月の 2 月 13 日に、線香を上げに来てくれたときで、[16] 叔父は腰が曲がり、歩くのが辛そうで、叔母も杖をついて歩くのが辛そうで、叔父が叔母を介護するのは無理だと思った。被告人は、内向的でおとなしく、真面目な性格だと思う。叔父に頼まれ、平成 5 年 5 月から平成 22 年 5 月まで、自分の会社で雇っていたが、突然辞めたいと言ってきたので、辞めてもらった。融通が利かず仕事が遅いということもあったし、腰痛で休んだり、あてにできないところがあった。叔父夫婦や被告人から、お金が無いと聞かされたり、お金の相談をされたりしたことはなく、3 人とも派手な生活をする人ではなく、家計は、貧困ということではなかったと思う。

(5) 検察官請求証拠番号 12 捜査報告書「被告人の経済状況等」

被告人は、消費者金融等 7 社から借り入れがあり、毎月 20 - 30 万円返済していて、平成 22 年 4 月に仕事を辞めるまでは滞納することがなかった。仕事を辞めてからも、[17] 父親からももらった小遣いや新規借入等で返済していたが、借入限度額近くなり、新規借入が不能になり、8 月に初めて滞納することになった。9 月に父親から 200 万円の援助を受け、それ以降平成 23 年 1 月まで、183 万 7000 円を口座に入金し、返済に充てた。2 月になると、返済前日あるいは当日に入金するようになり、この頃車を売却し、2 月 8 日に売却代金を受け取ると、10 日までに返済金に充てた。[18] 2 月 28 日には、2 万 1274 円の返済を滞納

し、3月7日に、1万円返済したが、他社の1万3000円を滞納し、次の返済予定日が、3月10日であり、返済予定額が3社合計で、9万578円だった。被告人が、3月11日に自宅を出発した際の所持金を特定するため、被告人の供述を基に3月17日までの足取りを捜査した結果、その間、7121円を支出していることが判明。17日の所持金が、4万3118円であったので、11日に出発した際には少なくとも5万239円以上の所持金があった。

(6) 検察官請求証拠番号13 捜査報告書「平成23年3月10日の現金費消状況等」

3月10日午前10時27分から28分にかけて、ガソリンスタンドで1461円分のガソリンを給油。午前10時55分頃、タイヤショップでスタッドレスタイヤに交換するなどして3万9180円を支払った。

(7) 検察官請求証拠番号14 捜査報告書「被告人使用車両の発見経緯、転落状況、同車内に存在していた物品等」

発見経緯

被告人の所在捜査中、[19] 平成23年3月17日午前10時30分頃、静岡県南伊豆町で、地元住民が、崖下に落ちていた車両を見つけ、午前10時51分、110番通報した。11時8分に現場に到着した警察官が確認したところ、行方不明だった車であることが判明。

転落状況

図面2枚と写真6葉によって、発見状況、付近の様子が説明された、写真5、6では、転落場所付近にある車両待避場所と [20] 付近道路にタイヤによるスリップ痕がないことが示されている。

車内の物品

車内には携帯電話等があり、任意同行に際して被告人が持ち出した。

(8) 検察官請求証拠番号15 捜査報告書「被告人の発見状況、発見当日の被告人の行動等」

被告人の発見状況

車の転落場所とその周辺を捜査していたところ、午後2時23分頃、転落場所に面した道路を歩いてくる男性があり、声をかけたところ、転落している車の所有者であると名前を申告したので、免許証で本人と確認した。

発見当日の被告人の行動等

発見当日は、南伊豆町周辺を路線バスで周回したと申告したので、その足取りを捜査し、確認した。途中コンビニエンスストアで、飲み水等を購入していた。

被告人の負傷状況

発見当日、移動した埼玉県内の病院で診察を受けた結果、全治3日から5日の右前胸部打撲であった。

(9) 検察官請求証拠番号 16 捜査報告書「被告人が使用していた携帯電話機の破損状態、破損状態から推測される損壊方法等」

写真8葉によって破損状態を説明。ゆっくり局所的力を加えると生じる破損状態と考えられる。

(10) 検察官請求証拠番号 17 捜査報告書「被害者両名の経済状況等」

被害者両名の年金受給額

平成22年度の父親の受給額は、236万8100円。平成22年度の母親の受給額は、90万7700円であり、2人で、月々約27万3000円の年金収入で生活していた。

被害者両名の預貯金等

[21] 被害者両人名義の預貯金は、合計488万4874円。その他債権等の合計は、155万5200円で、合計644万74円を被告人が取得した。

被告人による費消状況

被害者両名の死亡により、平成23年5月16日に被告人名義の口座に入金された215万5669円の預金は、平成24年7月1日には、5360円になっており、平成26年3月末時点での被告人名義の7金融機関9口座の残高合計は27万3259円であり、[22] 被害者両名の死亡により取得した預貯金は、ほとんど費消されている。

預貯金等の使途

判明した使途は、借入金返済、くじ等の購入代、オークション等物品購入代、保険料等、手数料、葬儀代の返金に合計約 179 万 4028 円。出会い系サイトに登録し、約 1 年半の間に 14 人の女性と 27 回会って、少なくとも 44 万 7240 円を支出していた。

被害者両名の生命保険・火災保険

[23] 農協の生命共済に、父親 500 万円、母親 100 万円加入。農協の火災共済に、建物 2800 万円、動産 1250 万円加入。被告人からの請求を農協が拒否したため、訴訟係属中。

父親所有の不動産の評価額

固定資産税課税評価額合計 26 万 1031 円の建物 2 棟と、同評価額合計 440 万 3997 円の土地 7 筆、[24] 評価額合計は、466 万 5028 円であった。

(11) 検察官請求証拠番号 18 捜査報告書「被告人の当初の供述内容等」

平成 23 年 5 月 31 日に農協の共済金の請求について、事故調査会社の調査委員が面談した際の被告人の供述は以下の通り。

平成 23 年 3 月 10 日、両親は、午後 9 時頃就寝した。[25] 同月 11 日午前 1 時頃、釣りに行くため車に乗って伊豆に向かった。同日午後 11 時頃か 12 日になる頃、海岸線沿いを走っていた際、車両の前を動物が横切ったためハンドル操作を誤り、崖を滑り落ちてしまった。事故による体の痛みで車外に出られず、小用を足した以外は車内で過ごした。車内で携帯電話を発見したが、壊れて部品が外れていた。[26] 同月 17 日の午後 10 時頃、熊谷警察署で、警察官に知らされて初めて自宅の火災と両親の死亡を知った。

(12) 検察官請求証拠番号 19 被告人の戸籍

(13) 証人尋問 M (保険調査会社社員) 本件犯行現場の出火原因の調査結果等 (計約 95 分)

検察官の主尋問に対する証言

写真、図面を多数使用しての証言の要点は、以下の通りである。

火災現場を見分したのは、平成 23 年 7 月 14 日になってである。[27] 火元

は、1階8畳和室南東隅付近と判断した。科捜研の調査と焼損度合いの強い場所についての判断は一致している。その場所の床構造だけが、他の部屋に比べて強く焼損しており、最も強い熱を受け続けていたと考えられるからだ。出火元が屋外という可能性はない。火元と考えられる場所では、床を支えている根太や根太を支えている大引けが焼け落ちており、最も強い熱を受け続けていたということだ。他の焼損場所は、比較的局所的な焼けでおさまっており、火元とは考えられなかった。室内にあった石油ファンヒーターの周りの畳はほとんど焼けていないので、その[28] ファンヒーターが火元とも考えられない。[29] 出火原因については、火の気のないところから出火しているので、放火の可能性が高いと判断している。火元近辺では、それほど家財があったわけでもなく、[30] たばこや電気配線のトラブルによる失火で、家財に燃えうつったということは考えにくい。[31] 火元の強い焼損の原因としては、灯油、ガソリン、アルコールといった助燃剤が散布されていた可能性がある。火災は、本来出発点が1ヶ所なのだが、火元と考えられる場所以外にも焼損の強い箇所が複数あるのは、助燃剤を散布して着火した可能性が考えられる。強く燃えた場所からは、灯油に相当する成分が検出された。強い焼損場所は、灯油を散布して放火した可能性が高い。警察が行った検査でも灯油反応が出たことは承知している。由来不明の灯油反応のあった場所があり、出火原因は、灯油をまいて火をつけた可能性が極めて高い。

弁護人からの反対尋問に対する証言

屋外にあった灯油が、内部に燃え広がったという可能性は極めて考えにくい。

裁判員からの尋問に対する証言

2階の床の構造材は残っているのに、1階の構造材が焼け落ちているというのは、量は分からないが、相当強い火力だったと考えられる。

裁判官からの尋問に対する証言

まかれた灯油の量は推定できないと思う。局所的に強く燃えているところがあるのは、通常の火災では説明がつかない。[32] 灯油がまかれたところは、強く焼損している説明がつかないが、それ以外の場所で強く焼けている場所もあり、その理由は説明しにくい。ただ、科捜研の調査と一致して灯油の検出されている3カ所以外にも、微量なので断定できないが、灯油に相当する成分が検出されているところがあり、強い焼け跡と一致しているところもあるが、ちょっと記憶にな

いところもある。

検察官の再主尋問に対する証言

[33] 焼損の強いところで、灯油がまかされていたかどうか分からないところもあるが、家財道具が燃えたことだけでは説明がつかず、助燃剤が存在した可能性はある。

弁護人からの再反対尋問に対する証言

[34] どのぐらいの量であれば焼け跡から検出できるのか、ということや、まかれた灯油の新旧といったことは専門外で分からない。

検察官からの再々主尋問に対する証言

[35] 日常生活でこぼした程度では、今回のような灯油反応は出ない。

(14) 証人尋問 N (埼玉県警本部捜査課警部補) 被告人が所持していた携帯電話機から抽出した通信履歴の分析結果等 (計約 100 分)

検察官の尋問に対する証言

通信履歴についてのデータは、メーカーに抽出してもらった。データには、通信日時、通信種別、相手基地局、電池残量などが正確に記録されている。携帯電話の端末がどこに存在したかという情報もある。どこに存在したかということは、通信履歴に記録された基地局情報で確認できる。通信が行われた場合には、現に通信が行われている基地局の情報だけでなく、さらに通信が行われる可能性があった2つ、合わせて3つの基地局の情報が記録される。記録されるのは、各基地局から照射されている電波であり、3つの基地局からの電波照射範囲が重なり合うところに端末があったと推測できることになる。それぞれの基地局からの電波は、通信事業者の説明では、大きく重なりすぎず、抜けたところがないようにしているということだが、実際に5回にわたって実験を行い確認している。実験によって受信できた範囲が、通信事業者が電波を照射している範囲であったことは、通信事業者に確認している。範囲内で受信できない場所と、かなり離れていて安定的ではないが受信できていた場所などもあったが、理由は想定できている。平成23年3月9日から11日の被告人の携帯電話の端末が存在した場所について、通信事業者から提供を受けた断続的な基地局情報によって判断しているが、基地局情報のデータコードの変更があって、全てが明らかにできたわけでは

ない。[36] 3月9日夕方以降、3月10日午前中までは、同じ2つのコード272と376という基地局からの照射電波の受信範囲が重なっている場所に存在していたが、[37] 10日の昼前には、深谷市内に移動した基地局情報になっており、被告人が深谷のタイヤショップに出かけたことと整合していた。[38] 昼過ぎには、北東に移動をはじめ、被告人が自宅に戻ったという供述と整合する場所にあるという基地局情報になっている。それは、9日から10日午前中までと同様、コード272と376の重なり合う場所である。10日の夕方から22時過ぎまでは端末は大きな移動をしていない。[39] 3月11日については、午前1時25分3秒から4秒頃から2時2分43秒までは、履歴がなく、電波状態が安定しており、端末はコード272の基地局の受信範囲から移動していない。午前2時2分43秒から2時14分14秒の間の、数秒から約90秒程度の間隔の25時点についての確認によれば、この間は、コード272と376の受信範囲が重なっている場所にあり、大きな移動を伴わない移動、例えば携帯電話をポケットにしまふとか車に乗るといった時に現れる、ハンドオフという通信種別が記録されており、端末が大きく移動した形跡はなかった。その状態は、2時27分頃まで続いていた。[40] 2時27分頃になって端末が移動をはじめており、33分頃には、14分頃より南西に移動し、40分頃には、東方に移動している。その後3時頃まで南東に移動し、3時4分頃には電源を切っている。移動スピードはかなり速く、バイクや車などでの移動が考えられる。2時52分頃に「着呼」という通信履歴があるが、電話がかかってきたか、メールを受信したということであり、被告人の従兄弟からの電話だったことを確認している。

弁護人からの反対尋問に対する証言

[41] 距離が一番近い基地局と繋がることが多いが、距離よりも電波の安定している基地局ということにもなるので、端末の位置の範囲は、3つの基地局の照射範囲全体である可能性がある。2時2分43秒の端末の位置を示す基地局情報の照射範囲から、自宅の位置は外れているように見えるが、通信事業者によれば、想定している照射範囲よりも、少し後ろに行くと言われた。実験してみたところでも、電波はくるくる変わるので、1つのことからだけで範囲に入っていないとは言いがたいのではないかと思う。どの基地局と優先的に繋がるかについては、本当に条件による。通信事業者によれば、気象条件や地理的条件、建物などの障

害物の状態にもより、照射範囲の内外でも、受信できたり、できなかったりする可能性があるが、それは測定実験を行っていない地点については明確でない。携帯端末をもって50 m ぐらい移動した場合に、ハンドオフという記録になるのか、もっと大きな移動を示す位置登録と記録されるのかは、一概には言えない。

検察官の再主尋問に対する証言

測定実験は、地図に載せていない広い範囲で実施しているが、測定できなかった地点は載せていない。コード272の基地局についても広い範囲で測定実験をしているが、電波を受信できなかった地点は記載していない。

裁判官からの尋問に対する証言

大きく移動しているというのは、一概に何メートルとか何キロとか言えるものではなく、位置登録エリアというのがあって、それを越えた場合に位置登録という記録が行われるが、その位置登録が連続するとか、基地局が転々と動いている場合と説明を受けている。ハンドオフという場合にも、移動している場合もあればそうでない場合もある。しかし、ハンドオフが続いている限りは、位置登録エリアを出たことにはならないとの説明を通信事業者からは受けている。位置登録エリアの広さについては、おそらく企業秘密ということもあると思うが、言えないと言われた。午前2時14分14秒から26分56秒の間に、いずれかの時点で大きく動いたということは間違いない。通信履歴が記録されていないということは、第1順位の基地局の電波を安定的に受信していたということで、3つの基地局の電波が重なった範囲内にいたとは必ずしも言えない。ハンドオフになるような状態の場合も、電波の状態が安定していれば、ハンドオフという履歴が残らない場合もある。位置登録エリアというのは、複数の基地局が集まった範囲とは聞いているが、複数のエリアが重なり合っていたり、電波状態などによってはエリアの範囲は変わるかもしれない。[42] コード272と376の重なり合うところにいたということは、理論的にはその中の特定の場所にいたとしても矛盾はないというだけの意味である。

[5] 第3回公判

(1) 証人尋問 S (県警科学捜査研究所技術職員) 犯行現場の焼損状況、出火原

因等（計約 12 分）

検察官の主尋問に対する証言

本件火災現場には、4 回出動して、検査した。[43] 1 階南東 8 畳和室の南東付近の焼損が強かったが、その場所には、電気、ガス、石油等の加熱機器はなく、石油ファンヒーターも別の場所にあり、漏電の痕跡もなく、失火原因となるようなものはなかった。

弁護人の反対尋問に対する証言

[44] 灰皿等が発見されていないので、タバコによる失火の可能性は低い。捜査段階での意見書では焼損の一番強い場所とは書いたが、[45] 出火場所は特定できていない。

裁判官からの尋問に対する証言

[46] ファンヒーターのスイッチが、ON だったか OFF だったかは、科捜研では調べていない。

(2) 証人尋問 H（県警科学捜査研究所技術職員）転落時の被告人運転車両の飛出し速度の特定等（計約 50 分）

検察官の主尋問に対する証言

飛出し速度については、飛出し地点の傾斜や着地地点までの落差、水平距離等を基に放物線解析を行った。数値は、当時の写真や車両の存在場所を着地点とする測定距離を使用し、タイヤ痕等がないことから、一定の範囲の幅で特定した。レーザー測定器と角度計を使用し、5ヶ所の水平距離と落差を測定した結果、[47] 平均斜度 35 度の斜面に、下向き 3.5 度の角度で、毎時 33 から 35 km 程度で飛び出したと考えられる。着地地点では反転しており、毎時 28 から 30 km のスピードになっており、毎時 30 km よりも遅いことはあっても速いことはないと考えられ、その結論は、交通事故解析コンピューターソフトの結論ともほぼ同じであった。

弁護人からの反対尋問に対する証言

木に衝突した際の減速速度は確認していない。

裁判員からの尋問に対する証言

ブレーキを踏んでいれば、ブレーキ痕は、残る。

裁判官からの尋問に対する証言

ハンドルを切った場合には、減速することになるが、小動物発見後のハンドル操作で待避場所に入ることは不能と考えられる。[48] (毎時 30 km でも反転することがあり得るのかという質問には、回答がなかった。)

(3) 弁護側請求証拠 被告人の従兄弟 I (検察官請求 I と同一人) 員面調書平成 23 年 3 月 11 日付「平成 22 年 5 月頃、被告人が両親の介護をしていたこと等」

(4) 被告人質問 (計約 175 分)

弁護人からの主質問に対する供述

〈1〉 両親が亡くなった 3 月頃まで、実子でないと思ったことはないし、両親はじめ誰かに言われたこともなく、実子でない可能性を初めて知ったのは、平成 26 年 5 月に逮捕された後の取調べの時である。仕事を辞めて、消費者金融から借りた借金を返済できなくなったので、平成 22 年 9 月頃、父親から 200 万円借りた。その後も、借りようとしたことがあり、平成 23 年 3 月頃、10 万円ほど借りることになっていた。〈2〉 両親との仲は、普通に良好だったと思う。仕事をしていたときの〈3〉給料は、17、8 万円だったが、ほとんど借金の返済に充てていた。最初に借金をすることになったのは、20 歳代半ばで、趣味の車の部品とか買うためだった。仕事を辞めてからは、親から小遣いをもらっていた。仕事は建築関係だったが、20 歳ぐらいから腰痛で、年に一回ぐらいギックリ腰になっていて、急に仕事を休んで、穴を空けるのは悪いと思って仕事を辞めたが、親の介護を少しずつでも手伝いたいという気持ちもあったし、辞めて半年ぐらい経った平成 22 年の 1 月頃には、農業を手伝う話にはなっていた。農業だけでどの程度の収入があるか分からなかったので、アルバイトもするつもりだったが、両親が死んでしまい、作業工程が分からないので、畑仕事はやっていない。農業を含めて両親にどのぐらいの収入があったか全く知らない。平成 23 年の 4 月頃に警察から保険証券を返してもらうまで、両親が生命保険に入っていたことも知らない。両親と一緒に夕食を食べるのは、普段 19 時頃だった。〈4〉 母親は、杖を使うとか介助があれば、なんとか自力で歩くことができたが、こんな体になっちゃって死んでしまいたいといったことを 2 度ぐらい聞かされた。多少物忘れ

も出始めていた。〈5〉施設に入れることは考えていなかったので、トイレや風呂場を直したり、自分でも踏み台を買ってきたり、手すりをつけたりしたし、病院に行くときには付き添って行っていた。父親が脳梗塞になったときには、半身や腕にしびれが出、後頭部も痛いと言っていた。病院の手続などは自分がしたが、脳梗塞になったことは、父親から口止めされたので誰にも言っていない。〈6〉父親は、2週間で退院した後、普通に歩行しており、平成23年3月頃には、車も運転していた。畑仕事も徐々に始めており、握力も回復してきていたと思う。

不眠症のようになって、仕事に影響が出てしまったため、平成22年の2年ぐらい前から、平成23年3月の半年ぐらい前まで、市販の睡眠薬を使用していた。父親が眠れないというので、平成23年の半年か1年前に何度か睡眠薬をあげたことがあるが、母親から頼まれたことはないし、母親が平成23年3月頃睡眠薬を服用していたという覚えはない。

両親が散歩に行くときは、付き添ったり、運転して、天候が悪くない限りは、毎日出かけていた。料理は、ほとんど自分がやり、掃除や洗濯も父親と2人でやっていた。母親は目が離せない状態で、父親が私が見るようにしていた。

〈7〉自分はタバコを1日1箱ぐらい吸っており、1階の南東の部屋で吸うことが多く、灰皿は、南東の居間、北東の部屋と、2階の自分の部屋にあった。〈8〉父親は、脳梗塞になってからはタバコをやめていた。1階の部屋の暖房のために石油ファンヒーターを置いていたが、父親は、その石油をこぼしたことがある。南東の部屋には、電気カーペットもあった。

車は、父親のもので、いつもはシャッターのない車庫に入れていた。

〈9〉3月9日の夜は、両親は、9時頃に自分たちの部屋に行き、自分は炊事、洗濯を片付けて10時頃には、2階の自分の部屋に行ってテレビを見ていたが、何時頃かは分からないが、トイレに行きたくなり、1階の南東の8畳和室を通って行ったが、その横が両親の部屋で、部屋の扉は開いており、父親が立ち上がるような形で見えたが、次の瞬間に倒れたので、驚いて近づいたところ、父親の首にコードが巻かれていたので、とっさにコードを外して呼びかけながら揺り動かしたが、応答はなかった。うつ伏せだったので、顔の様子は、よく覚えていない。

〈10〉母親は、ベットに横になっており、頭の上に帽子があり、様子が分から

なかったが、やはり声をかけて揺すってみた。父の状態から怖くなって、帽子を取らなかったが、2人とも揺り動かしても呼びかけても反応がなかったので、死んでいると思った。〈11〉心中したようにも思え、どうしてこんなことになったのかと動転して時間が経ってしまい、救急とか警察に通報しないままになってしまった。その後は、どうしていいかわからず、寝ることもできず、だんだん自分も自殺するしかないといった気持ちにもなった。10日の夜に家を出るまで、1日何をしていたのか覚えていないが、だいぶん時間が経ってから通報していないことに気がつき、今から通報しても自分が疑われると思い、徐々に自殺するしかないと思いはじめ、寝ることもできず、食事も夕方になるまでとらなかつたと思う。タバコを吸ったかどうかは覚えていない。

自殺の方法としてとっさに思いついたのは、車で崖から飛び降りることで、10日の午前中にガソリンを入れたり、スタッドレスタイヤに変えたのも、寒かったので途中の凍結のことも考えたからで、逃げようと思ったからではない。〈12〉3月10日は、どこへ行って死のうかと考えているうちに夜になってしまい、何時かは覚えていないが、玄関を施錠して家を出たが、人の出入りできる北側の窓は、家全体がゆがんでいて施錠できない状態だったので施錠してなかったし、雨戸も閉めてなかった。

〈13〉当時、携帯電話に位置情報機能がついていることは知っていた。自殺しようとは思っていて、特に理由があったわけではないが、携帯電話を置いていくとか、壊そうとかは思わなかった。

家を出るときには、飲み物と父親のバックから抜き取ったお金を持って出た。抜き取るときには、死ぬまでの間に足りればと思っていましたが、金額が5万円だったことは、後で分かった。

車に乗って最初は茨城の方へ行こうとした。午前2時50分頃かかってきた電話には気がつかなかった。未明からずっと車を走らせていたが、午後になって地震があったことも全く気がつかなかった。地震のことを知ったのは、3月17日になってからだ。〈14〉南伊豆町で車を走らせていたら、動物が道を渡ってきたので、よけようとして操作を誤り、斜面に落ちてしまった。調査会社の人には、毎時80kmぐらいのスピードだったと言ったかもしれないが、メーターを見たわけではなく、感覚であり、ブレーキを踏んだかどうか覚えていない。落ちて、

胸を強打して、体中が痛く、直ぐには、外に出て、上にあがることができなかった。その後の6日間は、車の近辺にいたが、携帯電話は壊れてしまっていた。自殺も考えたが、死にきれなくて、いったん斜面を上がってバスでコンビニにも行ったが、自殺しようか助けを求めると迷っていて車の所まで戻って来てしまった。戻ってきたら警察官がいて、聞かれたので身分を名乗り出た。

〈15〉自宅が火災になったことを知ったのは、3月17日に熊谷警察署に連れてこられてからである。〈16〉平成26年6月頃までは、両親が火事の前に死んでいたということを知らなかったと言っていたが、それは心中のことを知られなかったということと、自分が疑われるのではないかと思ったからだ。〈17〉平成26年の5月になって殺人容疑で逮捕され、調べてもらえば分かって思ってた本当のことを話した。両親には親孝行も何もできなくて悔やんでいる。

検察官の反対質問に対する供述

平成23年の3月頃は、午後7時頃に3人で夕食を食べ、両親は9時頃には寝ており、母親は、寝る前に薬を飲んでいたので、薬や水を私が用意していた。私は、遅いときは深夜12時過ぎまで起きていることもあるが、大体11時頃には寝ていた。

両親が、周りの人たちとトラブルをかかえていたということはないと思うし、心中についても思い当たる節はなかった。平成23年3月9日の夕食は、野菜入りのうどんと、母は、ご飯も食べていたかもしれないが、両親は午後9時頃には寝たと思う。その夜両親が亡くなった時間は分からないが、深夜だとは思う。

その後、10日の午前中の時刻についてはハッキリしないが、10時台の記録があるのであれば、その頃給油とスタッドレスタイヤへの交換のために外出しただけで、あとは家にいた。夜になって、〈18〉父親の車で自宅を出発して茨城方面に向かったが、出発した時刻は分からない。午前2時52分に電話がかかってきたことには気がつかなかったし、その後携帯電話の電源を切った記憶はない。

〈19〉両親が亡くなって相続した約644万円の預貯金は、今は残っていない。

平成26年5月28日になって、放火の罪で逮捕され、連日一日3回取調べを受けたが、その時には両親の心中のことは言わなかったが、6月17日に殺人で逮捕され、6月22日になってから、心中の話をすることになり、亡くなった両親を発見したときの図を書かされた。

心中の話をする前に、血中濃度から母親が、薬を飲んでから30分以内に亡くなっていることや、火災の発生した際に本件現場の付近にいたという証拠があるということは言われた。〈20〉立っているような様子だった父親が倒れるときに自分が何かしたということはない。倒れたのは、確認はしていないが、つづいていたコードが外れたからではないかと思った。父親については、呼びかけながら揺すって反応がなかった時点で諦めて、脈をとったり、呼吸を確認したわけではない。母親についても、呼びかけながら揺すっても反応がなかったので、帽子を取ったり、布団をはがしたり、呼吸を確認したり、脈をはかったりはしていない。

自殺をしようという考えは、日中になってから徐々に浮かんできた。両親を突然失い、生きていく気力をなくしてしまった。

南伊豆で転落して、3月17日にいったんバスでコンビニに行って、また車の所に戻ったのは、方法が見つからず、そのまま車の中で死んでしまってもいいと思ったからだ。それ以上は答えられない。車に戻って1時間ぐらい、自殺の方法を考えていたが、自分の車のことで来たと思われた警察官が来たので、もう助けを求めようと思って、警察官の方に行ったが、その時には、自殺をしようという気持ちはなくなっていた。

6月22日まで、3月10日に家を出たのは、釣りに行ったからで、両親が亡くなったのを知ったのは、3月17日になってからだ。話していたのは、通報をしていないので疑われると思ったことと、調べてもらえば分かると思ったからで、言い出すきっかけもなかった。いろいろ証拠を出されてから心中の話をするようになったのはその通りだ。

〈21〉火災の発生した平成23年3月11日の午前2時頃は、車で走っていたと思うが、出た時間が分からないので、どこを走っていたかも分からない。

3月10日に出かけた際の施錠状態について、保険の調査会社の調査員に、全て内側から施錠して、最後に玄関を外から施錠したと言った覚えはある。鍵のわからない窓があったことは、普段入らない部屋だったので忘れていた。

弁護人からの再主質問に対する供述

両親が死んでいるのに気がついたときには、父親が無理心中したと思った。

裁判員からの質問に対する供述

3月17日にバスに乗ったときには、事故を起こしたということで、通報して

もらうなりしようかと思った。

両親が亡くなったとき、見当たる範囲に遺書等はなかったと思う。

〈22〉 父親の遺体を見つけたときには、パジャマの上からしか触っていないので、体温がどうだったかは分からなかった。部屋は、暗い豆電球がついていて、首についていたのが電気コードだということは、外すときに分かった。

母親が体調を崩して愚痴をこぼしていたときには、退院してさらに良くなっているからといったことでなだめていた。

睡眠薬は、夜更かしをしたりして、夜と昼が逆になり、不眠症になったので使っていたので、ストレスや不満があったかといったことは分からない。事件当日まで睡眠薬は余っていたと思うが、父親の分と母親の分を分けており、誤って飲ませたといったことは1回もなかった。

〈23〉 父親に借金を頼んだときには、最初は返事をもらえなかったが、しょうがないという感じで承諾して、数日後には貸してくれた。

〈24〉 仕事を辞めることを両親に話したときには、反対などはなかった。

裁判官からの質問に対する供述

母親が睡眠薬を飲んでいたのを見たことは全くないが、睡眠薬は、居間のテレビ台の所においてあったと思うので、両親は、そこに睡眠薬があることは知っていたと思う。

〈25〉 父親から 200 万円借りた時にあった借金は、300 万円前後だったと思う。平成 23 年 3 月 10 日時点では、借金の残額は、150 万円ぐらいだったと記憶している。

両親とけんかしたことはほとんどないし、自分でできる範囲で、介護しているかと思っていて。

父親の首にかかっていたのは、延長コードで、つるす場所は太い釘を打つか、かすがいを打てば作れると思った。母親が死んでしまいたいといったことを言っていたのは、退院してきて間もなくと、それから数ヶ月してである。父親は、2 月の下旬になって、見てはいないが、作業用具の手入れだと思うが、勝手に仕事をしているようだった。

3 月 10 日にタイヤを替えた際のお金は、父親の財布から 5 万円抜く 3、4 日前に、父親から 5 万円だったと思うが、農業を始めるとしばらくの間釣りに行

けなくなるので、釣りに行かせてほしいと言ったら、父親が小遣いもないのだからと言って渡してくれたお金だ。

タイヤを替えた後、家に戻ったのは、自殺しようとは思っていたが、どこへ行くといったことは決めていなかったの、なんとなく家に戻った。〈26〉車は、最後に家を出るまで車庫に入れてあった。〈27〉車で家を出てから、どこかに寄ったり、車を止めたりという記憶はない。

〈28〉コードを父親の首から外した時、結び目があったかどうかは覚えていない。首に一周ぐらいだと思うが、巻かれていたのを外しただけで、端の方は分からなかった。差し込み口がついていたと思う。父親は、うつ伏せになって倒れていて、呼びかけて揺り動かしても反応がなく、そのまま放してしまい、仰向けにはしなかった。母親も含め、怖くて顔を見ることもできなかった。

[6] 第4回公判

(1) 証人尋問 K (母親の主治医) 母親通院時の被害者両名の様子等 (計約10分)

検察官の主尋問に対する証言

母親は、悪性リンパ腫のために平成21年6月17日から平成21年10月13日まで入院しており、その後4週間か5週間に1回程度、経過観察と持病の糖尿病の血糖管理という目的もあり、通院していた。通院時に付き添ってきたのは父親で、仲むつまじい様子だった。被告人が来たことはなかったと思う。夫婦2人の母親の病気に向き合う態度は、一貫して前向きだったと記憶している。痴呆については、普段の生活において何ら支障を来すことはなかったと思うし、意思疎通に全く問題なかった。最後に来た3月3日にも父親が付き添ってきていたが、症状に特に変化はなかった。母親は、平成23年の1月に低血糖で倒れ、救急搬送されてきたことがあり、血糖値を下げる薬を控えていたが、3月3日には、少し上がってきたので、従来の半分の量で投薬を再開した。悪性リンパ腫についても再発ということはなく、仲むつまじい様子にも変化はなく、[49] 病気を悲観している、あるいは自殺を考えているといった様子は全くなかった。

弁護人からの反対尋問に対する証言

母親に睡眠薬を処方したかどうかはハッキリ覚えていないが、眠れないという相談を受けたことはない。当時外来で担当していた患者は、60-70人程度だったと思う。母親は、抗がん剤治療の副作用で髪の毛が抜けたりはした。

(2) 被告人質問 (計約 14 分)

裁判官からの質問に対する供述

〈29〉父親の首がコードでつるされている絵を描いたが、コードが巻き付いているのがハッキリ見えたわけではなく、結果的に外した記憶があったから描いた。倒れた父親の顔はうつ伏せの状態で、布団からは出ていなかったと思うし、何か汚物のおいがしたということもなかった。

自殺しようと思ったのは、通報が遅れたことに気がついて、自分も疑われるし、どうしていいか分からなくなって考えはじめた。遺書を書くといったことは全く考えが及ばなかった。両親の遺書も探していない。

裁判員からの質問に対する供述

車で崖から飛び降りるといった方法以外に自殺の方法は思い浮かばなかった。母親が亡くなったときに睡眠薬が検出されていることに思い当たる節はない。

(3) 論告・求刑

その要点は、以下の通りである。

- ・本件には、自白や目撃供述はない。
- ・屋内 1 階南東和室南東付近が出火元と考えられるが、漏電その他の失火原因はなく、石油ファンヒーターも停止状態だった。
- ・灯油の存在しない場所から灯油反応が出ており、放火されたと考えられる。
- ・母親は、火災前に死亡しており、死因は、頸部の甲状軟骨骨折による虚血又は窒息以外考えられない。
- ・父親も焼死の可能性はなく、生前に、頭部に強い衝撃を受けて急性硬膜下血腫になっていた。
- ・父親の遺体は、母親と横たわって発見されており、その時期や状況からは、死因は不明だが、母親と同時期に殺害されたと考えられる。
- ・心中を試みる状況はなく、突然心中をしたとは考えられない。

- ・被告人と両親の3人が居住していた自宅での、灯油による火災であり、被告人は、携帯電話の基地局情報によれば、放火時には、自宅の周辺にあり、周囲から火の手が確認できる時刻になって離れていっており、確実にいたとは言えないが、被告人が犯人であることを強く推認させる。
- ・母親は、睡眠剤を摂取後30分以内に死亡している。
- ・被告人は、当時借金の返済を滞納しており、金銭的に困難な状況にあった。ところが、3月10日の午前中に、高額の出費をしているが、被害者は、3月9日から10日の夜までに自宅で亡くなくなっており、その間の基地局情報によれば、被告人は在宅しており、殺害の機会があっただけでなく、不自然な行動をしており、通報を一切行っていない。
- ・犯人としか考えられない不審な行動をしている。火事になった直後の電話に出ず、その後電源を切っており、携帯電話機を故意に損壊した。
- ・車の転落についても、ブレーキ痕はなく、ゆっくりしたスピードで故意に転落させたと考えられる。
- ・3月17日まで周囲に助けを求めておらず、警察官に対しても、あえて1時間してから申告している。
- ・無理心中ということは考えがたく、怨恨、物盗りということも考えられず、第三者による犯行とは考えられない。
- ・被告人は、経済的に困っており、動機になり得る事情があり、金銭トラブルの可能性はある。
- ・火事になった時間帯に、火災現場の周辺にいて、燃え上がった際に離れているといった不審な行動をしているほか、殺害証拠を隠滅していることなどを総合すれば、犯人でなければ合理的な説明が不可能。
- ・犯行態様からすれば、両親のいずれの殺害も故意によるものと考えられ、救急車を呼んでいないことや、放火もそれを裏づけている。
- ・両親の寝室の中心での延長コードを利用しての首吊りが可能な状況はなく、説明されたコードの巻きつきで死亡にいたったとも考えがたく、不自然。
- ・父親は握力が不足で、母親の殺害行為は不可能。
- ・声をかけて、揺すって反応がないだけで死亡と判断したのは、不自然。
- ・平成26年6月まで3年間、両親が死んでいたことを知らなかったと隠してお

り、6月22日になって、無理心中だったと供述することになったのは、不自然。
・2名殺害という重大な事件であり、態様悪質で、反省の態度がなく、死刑もあ
り得るが、計画性が認められないことを考慮し、無期懲役に処することが妥当。

(4) 最終弁論

弁護人の最終弁論の要点は、以下の通りである。

- ・犯人でないとすれば合理的に説明できないことはない。
- ・失火を疑わせる、灰皿やホットカーペットがあり、灯油を人がまいたという証
拠はない。
- ・父親の死亡が間違いなく殺人と言える証拠はなく、死因も不明で、自殺の可能
性を否定できない。
- ・父親は、脳梗塞になり、1年半経っており、母親は睡眠薬を服用しており、被
告人が数ヶ月は家事をやっており、気丈に振る舞っていたとしても、心中、自殺
の可能性を否定しきれない。
- ・放火事件だとしても、火が出たと考えられる午前2時2分前には、車はなく、
家の中から光は見え、被告人が自宅から出かけていた可能性が高く、位置情報
による、端末の存在場所の詳細な特定は不能であり、自宅が密室だったという証
明はなく、第三者による放火の可能性は否定できない。
- ・車の転落は、過失による転落であり、過失転落だからブレーキを踏むとは限ら
ない。
- ・南伊豆に出かけた行動は、逃亡とは矛盾する行動であり、放火も、火が出た際
に自宅にいたかも不明だが、放火でまず疑われるのは自分であり、死因も不明に
なるのであり、間違いなく犯人という行動ではない。
- ・両親との仲は良好であり、父からの借金について催促を受けていたわけではな
く、金融機関からの借金についても返済中であり、犯人ならむしろ遺産を費消し
て疑われるようなことはしないので、遺産の費消が、犯人に間違いのないとまで
は言えない。
- ・死亡の確認方法や通報をしなかったことについては、突然の事態に後追い自殺
を考えたり、心中を隠したいという気持ちが働いたからであり、被告人の供述は
信用でき、被告人は無罪である。

(5) 被告人の最終意見陳述

・当時、闘病していた母を介護し、就活をはじめ、父と農業も一緒にやりはじめていて、悲観的に考えることはなかったが、両親が亡くなって何もできなかったことから、自暴自棄になり、自殺をしようと考え、目指す場所を探しているうちに偶然事故になってしまったので、起訴状にあるような事実はやっていない。

[7] 可能な心証形成

本件には、自白もなければ、目撃供述もなく、情況証拠による事実認定が求められている。そこで、証拠調べの内容から、どのような心証形成が可能か、争点に沿って確認してみることにしたい。

(1) 本件火災が放火か否か

本件火災が放火か否かは、端的に出火原因の問題であり、放火というためには、人為的に出火原因が作出されたかどうかが問題である。本件においては、直接放火行為の存在を証明する証拠は存在しない。

であれば、まず、失火ということが想定できるかどうかの問題である。失火の可能性を想定できるのは、石油ファンヒーターや、電気カーペット、それに被告人が吸っており、父親はやめていたといわれるたタバコの火の不始末などである（[46] 〈7〉 〈8〉）。しかし、否定する証拠の方が多くは間違いない（[28] [30] [43] [44]）。とはいえ、例えば、石油ファンヒーターのスイッチがONであったのか OFF であったのかが確認されていない（[46]）のをはじめ、可能性までが全て否定されたわけでもない。

しかし、可能性にとどまる限りは、失火以外の可能性を示す証拠が存在するのかが検討されなければならない。その点では、灯油散布の可能性が指摘されている（[2] [31]）。その石油反応の程度は、一方では過失でこぼした程度ではない（[35]）と指摘されるものの、他方では、まかれた量が検出できているわけでもなく（[34]）、石油の散布が原因かどうか不明の焼損の強い場所も存在するとされている（[32] [33]）。しかし、最も焼損が激しく出火元と考えられる場所は、火の気のなところであり、灯油等の助燃剤が散布された可能性が高く、放火の可

能性が高いという調査結果が示されている ([27] [29] [31])。しかし、出火場所は特定できないという判断も示されている ([45])。

(2) 誰に放火が可能であったか

失火の可能性は残っているとはいえ、放火の可能性が高いとされている以上、証拠上、放火が可能であった者が存在するのかが問題になる。そこで、両親の死亡の原因についての確認の前に、この点についての証拠関係を確認することにする。

後述するように、出火した時刻は、両親の死亡後であり、第一に可能性があるのが被告人であることは間違いない。ということであれば、まず問題になるのは、被告人が出火時に、出火場所に現在したか否かである。

出火時刻については、何人かの目撃者がおり、被告人宅に新聞を配達した新聞配達員の供述によれば、遅くとも午前2時1分54秒頃までは、何の異常もなかった ([3] [5] [6])。他の二人の目撃者は、出火を確認したのが、午前2時20分頃である ([7] [8])。消防当局は、通報があった時刻から、出火が午前2時14分頃と判断しており ([1])、この判断を覆す証拠はない。

とすれば、次に問題なのが、その時刻に被告人が出火場所に現在したかどうかである。その点については、現在しなかった可能性を示す証拠が存在する。一つ目は、既に、午前2時1分頃の時点で、当時被告人が利用していた車が、車庫に存在しなかった可能性が高く ([4])、とすれば被告人は既に外出していた可能性が高い (<26>)。もう一つは、携帯電話の位置情報であり (<13>)、3月9日の夕刻以降3月10日の22時過ぎまでは、1度外出したものの、それ以外は自宅にいたという被告人の主張に符合する位置情報になっていたと考えられる ([36] [37] [38])。その後、11日の午前2時2分43秒以降は、移動した可能性があるが、それ以前の時間帯も含め、午前2時27分頃まで自宅あるいはその周辺にいた可能性もある ([39] [40])。その場合、既に午前2時2分43秒の時点で自宅とは異なる場所にいた可能性も否定できない ([41])。この時間帯の携帯電話の位置情報は、被告人の主張 (<18> <21> <27>) と必ずしも符合しているわけではないが、自宅に間違いなく現在したとは考えられない ([42])。

出火元が屋内であり、被告人が既に外出しており、後述のように両親が火災前

に死亡していて、失火が想定できないとすれば、第三者による放火の可能性があるかということになる。それは、端的に侵入口があったかということであり、被告人の供述によれば、その可能性は存在する（〈12〉）。

(3) 無理心中の可能性はあるか

両親とも、火災前に、ほぼ同時期に死亡していたと考えられ（[9] [10] [11]）、母親の死因は、頸部に強い圧迫を受けた甲状軟骨の骨折と考えられる（[10]）が、父親の死因は、不詳である（[9]）。

被告人が、死体を発見した状況を前提とするならば（〈9〉〈10〉）、その時点で第三者が侵入し、両親を殺害したとは考えがたい。とすれば、被告人が想定しているように、父親が母親を殺害し、無理心中を図ったのか（〈11〉）、被告人が、両親を殺害したのかということになる。

まず、無理心中の可能性はあるのか確認してみることにする。身体的にも、精神的にも、経済的にも、否定的に考えるべき証拠もある（[14] [49] 〈6〉）。しかし、両親とも病状は決して軽くなく（[12] [16]）、被告人は、母親からは死んでしまいたいとの発言があったとの供述もある（〈4〉）。被告人が無理心中と想定して説明する死体の状況については、必ずしも明確でない部分がある（〈20〉〈22〉〈28〉〈29〉）が、父親が無理心中を図る体力はあった可能性がある（[13]）。

(4) 被告人が犯人である可能性はあるか

無理心中である可能性は否定できないにせよ、確実というわけでもなく、もう一つの可能性である被告人による殺害ということも検討しておくことにするが、死因が明確でなく、被告人による殺害を窺わせる直接的な証拠もない。

問題になるとすれば、動機の有無や、被告人による死体発見時の状況についての説明や通報しなかったこと、死体を発見していたとして、その後の行動といったことが、殺害を裏づけることになるかということである。

まず、動機として考えられるのは、被告人の多額の借金である（[17] [18] 〈3〉〈25〉）。両親の死亡で、一部入手できていない部分があるものの多額の遺産を手にするようになった（[21] [22] [23] [24]）が、ほとんど費消してしま

うほどの窮状にあったとも考えられる（〈19〉）。しかし、実子でないことは知らなかったということであり（〈1〉）、両親は被告人をかわいがっており、親子関係に問題があったとも思われない（〔15〕〈2〉〈5〉）。父親からの借金や仕事を辞めることにも強い拒否反応があったとも思われない（〈23〉〈24〉）。

死体発見時の状況についての説明や、自殺しようと考え自宅を後にしてからの行動（〔19〕〔20〕〔25〕〔26〕〔47〕）〈14〉〈18〉〈27〉）や説明は、不自然とも考えられる内容を含んでいるものの、全くあり得ないともいえないところであり（〔48〕〈11〉〈15〉〈16〉〈17〉）、いずれにせよ、そのことだけで犯人性を云々することができる性格のものではない。

結びにかえて

以上検討してきたように、事件は、家族3名が生活していた密・閉鎖空間で起きており、検察官は、いわば消去法による推認によって、状況証拠による立証の欠落を埋めることを意図したと考えられる。しかし、火災が発生したと想定される時間帯に、被告人が火災現場に現在したという明確な証拠がない以上、常識的には被告人に放火の犯人性を認めることはできない。父親の死亡についても、被告人の殺害行為を立証する明確な証拠がない以上、被告人の無理心中とする説明に、不自然さや不十分性が残るとしても、そのことで被告人の犯人性を認定することができないのは言うまでもない。

その結論と理由は、判決³⁾の内容とほぼ同様である。理由の詳細については繁簡があるとはいえ、検察官の請求した証拠から、被告人の有罪を認定することができないとする判断は、合理的であると考えられる。判決の認定の要点は、以下の通りである。

第1に、本件火災が、何者かが、本件建物の複数箇所に灯油をまいた上、1階南東和室に火をつけたと認められる。

第2に、母親は、何者かによって甲状軟骨を骨折させられ、殺害されたと認められる。

3) LEX/DB 25505963。

第3に、父親は、母親を殺害した上、自殺した可能性を否定できない。

第4に、本件火災発生時刻頃、被告人の携帯電話の位置情報によれば、本件建物に間違いなく現在したという証明はなく、出火時刻にその後被告人が乗っていた車が車庫になかったことも合わせれば、被告人の犯人性が強く推認されるとは到底いえない。

第5に、事件発生後の被告人の様々な不審な行動は、被告人が犯人であるということと矛盾しないというにすぎず、被告人が犯人であると推認させる事情とはいえない。

第6に、第三者による犯行の可能性も否定できない。

そして、総合評価として、「被告人が殺人及び放火の犯人でないとしたならば説明困難であるとはいえない」と、最高裁の判断⁴⁾を援用して、判決を締めくくっている。

本稿は、あくまでも一審の審理内容から、心証形成の可能性について検討したものであり、裁判員裁判の事実認定の可視性を示すことで、一審における検察官の立証を前提とする限り、被告人に犯人性を認めることができないという判断に合理性があると考えられることを示すことができれば幸いである。

なお、一審判決に対しては、検察官から控訴が申し立てられ、控訴審は、両親の死因について、新たな事実調査を実施した。その結果、父親が母親を殺害し、自殺を図ったとは考えられず、両親とも同時期に何者かによって殺害されたものとみられるとしている。しかし、被告人が、出火時刻のみならず、両親の死亡時期にも、犯行現場である自宅に間違いなく現在したという証明はなく、犯人性を認定することはできないとして、控訴を棄却した⁵⁾。

[付記] 磯野弥生先生と奥山正司先生には、本学部に赴任して以来10年間、大変お世話になった。それぞれの記念号に寄稿させていただくつもりであったが叶わなかった。お二人へのお礼の意を込めて、本号へ寄稿させていただいた。ありがとうございました。

4) 最高裁第三小法廷平成22年4月27日判決刑集64巻3号233頁。

5) LEX/DB 25542967